

今、ジェンダーを考える

続刊のご挨拶

私たちは1998年、女性議員を増やしていく目的で、市民バックアップセミナーという名称で発足しました。その3年後の2001年、市の「ちがさき男女平等参画プラン」策定に関わり、グループ名も「ミクシテ」と改称し、センターの登録団体としてプランに基づく調査研究、啓発事業など、担当課と連携しながら推進して25年余になります。ちなみに「ミクシテ」とは男女が混在・共生する生活・政治空間をいいます。今ならLGBTQを含む多様な人が混在した街づくりの推進という意味合いです。

2018年には「茅ヶ崎ジェンダー白書 —データから読む茅ヶ崎の現状—」を男女共同参画課（現多様性社会推進課）の協力を得ながら、福祉系（高齢者、生活支援、障がい者）に絞ってジェンダー統計の冊子を発行したところ、総合計画審議会でご一緒の方々をはじめ各所に評価され、多数部発行となりました。次号は学童期、思春期、青年期、就職氷河期と、若者世代を拡大して、白書を作る予定で、各関連課とのヒアリングを設定して頂きました。が、残念ながらジェンダー統計として欲しいデータがなく、丁寧な説明を受けつつも時機を改める事にしました。その後、コロナ感染症発生に伴い、白書や情報誌発行は暫く中止し、定例会では情報交換会をしながら日を重ねてきました。

そして今回、「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画」を推進する会ミクシテ (Mixcite) 情報誌第22号として続刊することにいたしました。

メンバーが生活の中で関わっている職業や活動をジェンダー視点で見たらを基点にして寄稿しております。

松本 順子 (ミクシテ代表)

ジェンダー不平等は止められるか？

2023年、日本のジェンダーギャップ指数は146か国中125位（世界経済フォーラム）と相変わらず低い。また出生率の低下は1.26と先進国G7の中で最下位。（韓国0.72）少子化はなかなか止まらない。

この要因の一つに、IT技術の発展やグローバル化の進展と多様な変化が起きている時代があって、これまで男性中心で牽引してきた社会の3つの領域—経済、公共圏、民主主義に男女比が片寄っている事から生じるリスク社会への言及が不足しているのではないかな？

リスク社会の言及とは出生率の低下と人口減少に繋がる。また政治分野での女性が少ないこと、議員の平均年齢の高さは先進国でも高い。そのため若者や女性の声が反映されにくい。また出生率が韓国と共に超低率なのは、家父長制を引きずる社会文化を感ずる。

ジェンダー格差とは、男女の性差によって格差（ギャップ）が生じる事である。例えば、雇用機会や賃金の差、女性の家事負担率、女性に対する暴力などが挙げられる。

3月8日は「国際女性デー」である。1975年に女性の権利や政治・経済分野への参画について考え、社会においてジェンダー平等の実現を目指すために国連で制定された。それから既に50年近くが経つが、2015年にはSDGsの目標5とし

てジェンダー平等の達成と女性と女児のエンパワーメントを図ることが国連サミットで採択されている。国の女性政策も不平等解消に向けて動いている様に見える。しかし選択的夫婦別姓制度はいまだに認められない。各所の是非は氏名の自己決定を許容しない日本文化の民主主義の度合いを示す。ジェンダーギャップ指数が低いという一要因となっているのではないかなと思う、

今年の3月8日の国際女性デーには新聞各紙がジェンダー平等問題を報道していた。朝日新聞では第1面から4面ほどを使って、ジェンダー格差に言及した丁寧な記事が掲載された。その中で「見た格差見つめ直す企業」として、大手80社の男女賃金比を「見える化」して課題改善に向かう姿勢が見えた事は、特に経済分野に有効な熱量を感じた。

世界各地で戦争が起き、多くの命が失われ、ジェンダー平等も困難に晒されている今日、国連女性機関前事務局長は「日本女性は活躍するための能力は既に持っている。指導者は女性が社会で重要な役割を果たせる機会をつくることを、勇気を持って決断すれば、日本の経済社会は変わるだろう」と、国連事務総長は「ジェンダー平等は根本的に権力の問題。私たちは男性が牽引してきた文化の中で数千年も暮らしてきた。」と述べている。

納得ですね。アンコンシャスバイアス（無意識の偏見）という岩盤が固いわけが。つまり受け手の私たち（私の）問題でもある。

でも#MeToo運動も見えない犯罪を公共圏にした勇気ある行動をした伊藤詩織さんがいるのではないかな。2010年後半から、日本ではSNSを使いこなす20~30代の女性がフェミニズム運動の再起動が起きている（上野千鶴子）とも言う。

「個人的な事は政治的な事である」という座右の銘を傍にジェンダーを考えて行きたい。

統計からみるジェンダー平等の推進・地域活動

2023年、茅ヶ崎市の現状 女性の自治会長はわずか11人 (2024年2月現在)

茅ヶ崎市では、中学校区を基礎とした13の地区を単位として捉え、おおよそその地域活動が行われている。各地区は、以前でいうところの自治会連合会とほぼ同一の地域を基本として「まちぢから協議会」が設立されている（注：1地区は別名称だが便宜上「まちぢから協議会」に名称統一、また1地区は未設立）。

この制度の問題点について論ずることが本旨ではないので割愛するが、地域活動におけるジェンダーの不平等（例えば「長は男性、補佐は女性」「意思決定は男性、下支えの仕事は女性」など）を生じていることは事実であるので、その視点からも制度の見直し、条例の改正が必要であることは指摘しておきたい。

ここでは、これら地域活動を支える自治会やまちぢから協議会のリーダーの女性比率を見ていく。

残念なことに、女性の自治会長は市全体で11人しかいない。また、各各地区から2名ずつ出ている市全体のまちぢから協議会連絡会において、委員26名中女性は2名、役員に至ってはゼロという現状である。

	女性数/全体	女性割合
自治会長	11名/135名	8.1%
協議会委員	2名/26名	7.7%
協議会役員	0名/6名	0%

出典：茅ヶ崎市資料より抜粋

国の方針はどうなっているか

あまりにも低い数値目標、しかも達成できず

1999年に成立した男女共同参画社会基本法（以下基本法と略）に基づき「男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する」（目的）ための基本認識および具体的施策の取り組みである「男女共同参画基本計画」（5年ごとに策定）は、現在第5次（以下第5次基本計画と略）を迎えている。

第5次基本計画の第3分野に「地域における男女共同参画の推進」が掲げられ、取組が進められており、その成果目標として2025年度までに女性の自治会長比率を10%とするとしている。2010年から数値目標は10%であり、あまりにも低い目標でありながら、2025年に達成できるか状況は厳しい。

第3次計画 2011～2015		第4次計画 2016～2020		第5次計画 2021～2025	
現状	目標	現状	目標	現状	目標
4.1%	10%	4.9%	10%	6.1%	10%

出典：内閣府男女共同参画局資料より抜粋

「地域活動」と「女性リーダー」の重要性の推移

基本計画の取り組みの推移を「地域活動」に限定してみると、「地域の変化」の必要性が特に目立ってきたのは、第3次実施計画から（2011年～）である。（第2次実施計画までは、男性も女性も、仕事と家庭（地域活動も）の両立に力点が置かれていた。）

第4次実施計画では、以下のような「基本的考え方」が示された。

「今後多くの地域において、急速かつ大幅な人口減少という厳しい現実と直面する中、活力ある地域社会を形成するためには、それぞれの地域において、男女とも、希望に応じて、安心して働き、子育てをすることができる地域社会の実現が不可欠である。

これまで、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動、環境活動等、地域で行われる様々な活動は、専業主婦を始めとした女性が多く担ってきた。しかしながら、PTAや自治会・町内会等、地域団体における会長等の役職については、もう一方の支え手である自営業や職を退いた男性がその多くを占めている。若い世代の男性等、多様な住民の活動への参画とリーダーとしての女性の参画を拡大し、地域活動における男女共同参画を推進する。」とあるが、実現はできなかった。

2021年からの第5次実施計画、基本認識としては「地域活動については、都市部・地方部を問わず、担い手の確保や高齢化が課題となっている。また、地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要である。そうした観点から、地域活動の担い手が、性別や年齢等で多様であること、また、性別や年齢等により役割が固定化されることがないことが重要である。」として、「多様な人材確保」「役割が固定化されないこと」を掲げている。

第5次実施計画、 推進のための基本的方向として

「自治会や町内会をはじめとする地域活動や地域づくりのプロセスに、男女共同参画の視点、女性の意見を取り入れ、反映することができるよう、地域の実情に応じて、組織・団体の長となる女性リーダーを増やすよう取り組む。」や「・・・固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることから、男女双方の意識改革を行う。」などが掲げられている。

課題解決に向けて、

第5次実施計画の具体的な取組

① PTA、自治会・町内会等、地域に根差した組織・団体の長となる女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性人材の育成を図る。【内閣府、総務省、文部科学省、関係府省】

② 学校・保育所の保護者会（PTA等）や自治会・町内会など、学校・園関連の活動や地域活動について、男女ともに多様な住民が参加しやすい活動の在り方を提示するとともに、優良事例の横展開を図る。【内閣府、総務省、文部科学省、関係府省】

茅ヶ崎でできること、まず地域から

社会を構成する一人一人が暮らす生活の基盤である「地域」が変わることが、社会を変える最も効果的な取組であることは間違いないが、その成果は一向に上がらず最も強固な壁であることも現実である。

法律や制度は整っても、「慣習」や「意識」はなかなか変わらない。男性はこうあるべき、女性はこうあるべきという「性別役割分担意識」は依然として根強く、会長やトップのリーダーは「やはり男性がふさわしい」「女性には無理」など「無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）」が男女両方に存在する。

茅ヶ崎市には「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画」（2023年度～2030年度）があり、目標12に「地域、防災などの分野における女性の参画を促進する」とある。

取組として「自治会役員や防災リーダーなどの地域における人材育成において、女性の参画を推進します。」（市民自治推進課、防災対策課）「地域防災における女性の視点の災害対策について、その必要性について周知啓発事業に取り組みます。」（防災対策課、多様性社会推進課）となっている。

前記の国の取り組みと連動して、計画の実効性を高め、成果を現実のものとしなければならない。

LGBT 理解増進法とタレントりゅうちえるの死

昨年、2023年6月LGBT理解増進法が成立した(施行は同年6月23日)。LGBTとは、性的少数の人たちの総称で、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー(次頁注1参照)の頭文字からなる語である。

採決前の議論の最終盤で付け加えられた「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意する」という文言だが、この背景には保守派や一部の女性から男女別トイレや公衆浴場において性の多様性のあり方に懸念があったためという。

不安を払拭するために、性的マイノリティも含む、全ての人という意味で文言を付け加えられたことに対し、性的マイノリティが国民の安心を脅かすかのような存在として法案に明記された。弱者を守る最後の砦となるべき法律が、誰のための法律なのかが問われている。施行後、3年を目途に見直しが検討されるという。

同年7月11日、「経産省トイレ利用制限訴訟」の最高裁判決が下った。原告は経済産業省に勤務する戸籍上は男性(50代)だが、ジェンダーアイデンティティー(次頁注2参照)は女性。2010年説明会などを開いた上で女性の装いで勤務を開始。

経産省は職員に対し、勤務するフロアと上下1階にある女性用トイレの使用を制限した。職員は

制限の撤廃を人事院に求めたが認められず、国に処遇改善を求めて提訴。最高裁判所は全員一致の判決で、トイレの使用制限を認めた国の対応は違法だとする判決を言い渡した。

性の多様性を尊重しようというが、現実にはシスジェンダー(出生時に割り当てられた性別に違和感がない)で、ヘテロセクシュアル(異性愛)であることが普通で、それ以外はないことにされたり排除されたりした歴史がある。性的マイノリティは全人口の約10人に1人という数字もある。

7月12日「経産省トイレ利用制限訴訟」の最高裁判決が下った翌日、タレントのりゅうちえるが死去した。原因は明らかになっていない。27歳だった。思春期のころからジェンダーレス男子といったラベルを貼られてきた。ジェンダーアイデンティティーは男性、恋愛対象は女性ということからトランスジェンダーではない。

2016年12月に結婚、18年長男誕生、22年8月離婚を発表。『女性になりたいと言いながら、パートナーを妊娠させている』、『子ども、嫁を捨ててよくこんなことできるな』、などSNSなどで頻繁に叩かれるようになったのは離婚以降という。

「自分たちのものさしで測って、人の家庭の事情ってそれぞれ違うのに、いろんなことを言って追い詰める」。「社会がいろんな人がいるんだってことをもっと認めてくれていたら」、「社会に必要とされるというのが生きていくことの大きな力の1つだと思う」とりゅうちえる。

22年度の内閣府男女共同参画週間応援サポーターに起用され、SDGs(持続可能な開発目標)で掲げられる「ジェンダー平等を実現しよう」の推進、講演活動にも積極的だった。

2022年にNPO法人が行ったインターネットの調査によると、性的マイノリティの学生が学校で困難、ハラスメント経験の回答が70%。同調査で過去1年以内に10代の性的マイノリティのおよそ48%が自殺を考えたことがあり、14%が実際に自殺をしようとしたというデータがある。

性の多様性の教育は命を守ることに直結する問題だ。若者、子どもたちが理解できる環境整備が急がれる。

<注 1> ジェンダーとは生物学的な性別に対して社会的・文化的につくられる性別。

トランスジェンダーは「超える」を意味する trans とジェンダーをあわせた造語で、出生時に割り当てられた性別とは異なる性の自己意識を持ち、自らの身体的性別に持続的な違和感を覚える状態のこと。

LGBTにQを加えたLGBTQ(Q=クエスチョニング)性的指向が決まってない人、又はQ=クィア=性的マイノリティや、既存の性のカテゴリに当てはまらない人々の総称。

男性か女性かという二択だけの考え方をバイナリー、男女どちらでもないことはノンバイナリーという。近年LGBTに代わり、SOGI(ソジ)という言葉で表現されることも。

<注 2> ジェンダーアイデンティティーとは個人が自分の性をどのように理解しているかをいう。当初の法案では「性自認」であったが自民党が「性同一性」に修正し、折衷案としてジェンダーアイデンティティーが採用された。

手術なしで性別変更はできるか!!

トランスジェンダーの人が戸籍上の性別を変えるために、生殖能力を失う(卵巣や精巣の切除)手術が必要と定めた【性同一性障害特例法】の要件の一つを、最高裁判所は2023年10月25日違憲と判断した。性別変更には5要件あり、うち手術要件は二つ、①「生殖不能要件」、今後性別変更ではこの手術を受ける必要はなくなる。②「外観要件」、変更する性別の性器に似た外観をそなえていることだが、外観要件のみ審理を高裁に差し戻した。

トランス男性(戸籍上は女性)は、ホルモン投与で陰核が肥大していれば外観要件を満たす(家裁)と判断する傾向にあるようだ。一方トランス女性(戸籍上は男性)の場合、外観要件を満たすために陰茎を切除する手術の必要は残る。

最高裁はこの要件が「強度の身体的侵襲を受けるか、性自認に従った法令上の取り扱いを受ける重要な法的利益を放棄するかという、過酷な二者択一を迫っている」と指摘。性同一性障害特例法制定以降の社会の変化、医学的知見の進展なども踏まえ、要件は「意に反して身体への侵襲を受けない自由を侵害し、憲法13条に違反して無効」と述べた。手術の強制は国際的にも人権侵害との批判が強いなか、出生時の生殖機能を残したまま、手術なしでの性別変更が一定程度可能になった。

外観要件の残りの要件は③18歳以上、④現在結婚していない。⑤未成年の子がいないこと。「子なし要件」は世界でもまれな規定で、法の制定時から根強い反対があったという。

法改正に慎重な保守系議員の足並みがそろっていないのが現状だが、当事者が置き去りにならないよう検討を進めてもらいたい。

性同一性障害とは出生時に割り当てられた性別とは異なる性の自己意識を持ち、自らの身体的性別に持続的な違和感を覚える状態のこと。LGBTの中でも少数派、人口の1%未満か?

市民のジェンダー平等意識

「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画 2023 年度～2030 年度」計画の指標の 2021 年度実績値に依れば、「ジェンダー平等ということばの認知度」71.3%、「固定的性別役割分担意識に反対」70.9%に対し、「社会通念・慣習・しきたりにおいて男女の地位が平等になっていると回答した市民」は 10.3%である。それを根拠に立てた目標値では、「男女の地位が平等になっている」が 35%となっている。2030 年度といえは SDGs の目標達成の年でもあるが低い目標値と言わざるを得ない。

世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数 2023 年度において、日本は 146 ケ国中 125 位であり、韓国 105 位、中国 107 位よりもさらに下という現状を考えるとアジアでも後れを取っている。政治分野で 138 位なのが一因だが「内閣府の女性活躍・男女共同参画における現状と課題」では国会議員の比率 15.6%、男女人数比 707 : 110 という数字を出して課題として認識しているようだが、目立った対策は見えてこない。

選択的夫婦別姓制度や同性婚についても、2024 年 1 月の首相の国会答弁を聞くと未だに消極的。日本経済新聞社の 2021 年 3 月末の調査では、選択的夫婦別姓に「賛成」が 67%と「反対」の 26%を上回っており、2023 年国立社会保障・人口問題研究所の調査でも賛成 83.9%となっている。また、米調査機関ピューリサーチセンター

の調査分析では日本の同性婚賛成率は 68%とのこと。もはや市民意識の問題ではなく制度が整っていないのが問題なのである。

ただ、法律で同姓を強制されているとはいえ、9 割以上は女性のほうが改姓している。私が働いている職場でも思い当たるが、単身で働く女性をあまり想定しておらず、無意識にジェンダーバイアスが掛かった発言を耳にする。先述した茅ヶ崎市の目標は、現状に鑑み設定した数値なのだそう。これが精いっぱいということか。

近隣国では、中国・韓国は元々夫婦別姓だし、同性婚に関しては台湾が 2019 年 5 月に世界で 27 番目、アジアで初の婚姻可能な国となった。台湾では 2018 年 11 月に国民投票で民法改正するか特別法の制定かで同性婚について決めており、同性婚支持は成立前に 37.4%だったのが成立後は 60.4%になったそう（2022 年台湾行政院調査）。最近では、タイの議会で 369:10 という圧倒的な支持で同性婚法案が可決した。次に続きそうである。

法整備に向けて日本でも動きはある。報道によると、地方議会では国会や政府に対し選択的夫婦別姓の導入を求める意見書が多数可決され、地裁や高裁で同性婚に対する違憲判断や違憲判決が出ている。

観点は違うが 2023 年 7 月からは性交同意年齢が 16 歳未満に引き上げられた。110 年振りの改正だそう。日本の性教育の現状を考えるとまだ年齢が低いと感じるが、それまでは 13 歳だったことを思えば進歩なのかもしれない。自分らしくいられる社会・選択肢が多い未来を手に入れるまでに、やるべきことは多い。できることを頑張りたい。

ジェンダー平等教育とその後

台湾に見るジェンダー平等教育の現実

2019年にアジア初の同性婚姻合法化を実現し、2020年には国会議員の女性比率がアジア最高となる4割を突破。ジェンダー平等はアジアでトップとされる台湾。

2004年にジェンダー平等教育法が成立。学校現場における平等な権利を守ると同時に、ジェンダーの多様性の尊重への理解を養成するなど、明確な方向性を示している。

しかしながら、その後の追跡調査対象となった大学生たちは、「同世代の多くはジェンダー教育の重要性を理解していない」「あるべきジェンダー平等教育の理想には程遠い」と言われている。

台湾の小・中学校では全課程にジェンダー平等教育を取り入れることのほか、ジェンダー平等教育に関する授業や活動を年間8時間以上実施することになっている。小・中学校の義務教育で合計72時間、ジェンダーをテーマとする授業を受講したはずだが、実際の大学生活においては、ジェンダー不平等に対する同世代の無理解に直面しているとのこと。

日本でも見られる現象だが、「男女はもう十分平等だ」「もう女性差別みたいなものはない」「女性の権利を主張することは、男性への圧迫だ」のようなバックラッシュに遭遇しているといわれる。

日本の大学生のジェンダー意識

周囲の大学生を見ると、恵まれた家庭出身の学生は、成長過程で差別された経験が少ない、もしくは差別に気付かないこともある。

学生たちも差別の存在をあまり意識していない。むしろ今は昔より平等で、LGBTを除いては不平等な状況がほとんど存在していないと思い、LGBTへの差別は感じるが、女性への差別は感じていない。おそらく就職して実社会に入ってから、そうした事態に直面するのであろう。

多くの学生の生活経験が限定されている中、恵まれた環境の中では差別がどのようなものを想像することが難しいのだ。

家族の介護をしなければならないような場合、ケアの重要性に直面している学生。高額な教育ローンを背負っているなら、貧困問題を痛感している学生は少なからず存在はする。社会の中に入って、労働環境、賃金格差、貧困問題、不完全な社会の仕組みに遭遇することで、今まで気づかなかった問題に向き合わねばならなくなったとき、その矛盾がジェンダーの問題と深くつながっていることを自覚することになるだろう。

ジェンダー教育が重要である理由の1つに、人間の固定観念は幼少期から青年期に土台が形成されることがある。

確かに教育の重要性はあると思うが、教育の力だけではなく、社会、経済、政治参加などを縫い合わせるかのように経験・実感することで、人の意識は変わっていくのではないだろうか。

初めて市議会議員になってみて

私は 2023 年 4 月から茅ヶ崎市議会議員になりました。前職では秘書をしていたこともあり、「全く知らない世界のことではなかった」とは言え、慣れない環境にはすぐに馴染めず、今でも悪戦苦闘中の毎日ではありますが、思ったことや感じたことを述べるとするならば 2 つのことだと思えます。

まず 1 つ目は、「これまでこういう形でやってきたからこれが共通認識なんだ、という慣例主義は多いに存在している」こと。そして 2 つ目は、「しかしだからと言って、その枠からはみ出したとしても、皆から全否定されるわけではない」という 2 点であると思えます。

その共通認識から外れて少しでも、(仮に誰かから見たら)「変なこと」を発言したとしても、丁寧に理由を教えてくれる先輩議員もいてくれることは本当にありがたいことで、そうだったのかとクリアになる部分も多いですが、しかし今までの共通認識を踏襲しすぎると、それはそれで「私が市議会議員になった意味って何だろう」という自問自答になってしまうのも事実であることから、「このようなことを言ったら間違いではないだろうか、否定されるのではないだろうか」と萎縮しないで、考えすぎず、勉強しながら思ったことを発言し、研鑽をつんでいこうと今は思っております。

吉川 ひかり (茅ヶ崎市議会議員)

一方、私以外の議員を見ていると、期は限らず、議員によって意見・考え方、受け止め方は本当に色々で、「人それぞれ」で本来当たり前です。正しいか正しくないかは大した問題ではなく、やはり意見を発言すること事態が議員の大事な仕事であるという基本を忘れては本末転倒であると思っています。

先日党派も違う他市の若手議員と話す機会があり、「議院運営委員会で自分のことが議題にされ、自信をなくし議会を去っていく人も見てきた」と教えてもらい、そういうこともあるだろうなと感じました。

議会という場は特別な場ではない、と言われることもあります。資本主義理念からなる一般企業からしたら、形式的なことが多く、効率的でなく、実際はまだまだ特殊な世界だと思えます。しかしそれはそれで私は良いと思えますし、「他と比較しすぎず、惑わされないこと」が、今は一番大事なことでないかかと思えます。もし自分が間違っていた場合は素直に受け止め、失敗を経験に変え前向きにがんばっていこうと思えます。

早川 仁美 (茅ヶ崎市議会議員)

なぜ少子化は進んでいるのか？～結婚ができない～

内閣府のホームページには少子化対策の変遷が掲載されている。1990年の「1.57ショック」で、厳しい少子化の現状が社会的に強く認識されさまざまな施策が展開されてきた。仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備、保育所の増設、延長保育、地域子育て支援センターの整備等の保育サービスの拡充などが図られ、その後、子育ての負担を軽減し、子どもを産みたい人が産めるようにするための環境整備に力点を置いて少子化対策が実施されてきた。

2002年の「少子化対策プラスワン」では、社会全体が一体となって総合的な取組を進めることとし、国、地方公共団体、企業等の様々な主体が計画的に積極的な取組を進めていくことが求められ、2012年には社会保障・税一体改革の一環として、子ども・子育て関連3法が成立した。しかし、1.57ショックから30年以上経過し2022年は1.26とさらに少子化が進んだ。

なぜ？

男女ともに未婚化や晩婚化が進んでいる。

財務省総合政策研究所が2015年に実施した調査では、結婚に関する障害として、結婚資金と生活のための住居の確保が難しいとある。

未婚率		1990年	2020年
男性	25～29歳	46.1%	72.9%
	30～34歳	9.9%	47.4%
女性	25～29歳	21.7%	62.4%
	30～34歳	9.4%	35.2%

男女雇用機会均等法が制定されてから男女間の賃金の格差や性差による不当な扱いについては解消をしてきているかもしれないが、そもそも女性の職業は介護保育といった福祉系や、販売といったサービス業が多く、賃金が低い。その上、働き方として非正規雇用が多く賃金が上がっていかない。

男性も労働市場の多様化で、非正規雇用が多くなり職が不安定な方が増加。このような状況下にあつて結婚資金や住居の確保は困難であり、たとえ結婚して子供を持ったとしても教育費等子育てにお金がかかる時代である。

さらにその下の世代Z世代の恋愛・結婚観はどうなっているか。若者マーケティング機関『SHIBUYA109 lab.』の「Z世代の恋愛・結婚観に関する意識調査」によると、「結婚願望はない」と回答したのが18.8%。ここでも、結婚へのハードルとして金銭面の準備を挙げたのが50%強。また、自分らしく生活がしたいと考えているZ世代の特徴は、InstagramのようなSNSに大きな影響を受ける世代でもあり、その影響は生活の隅々、思考の隅々までに及んでいると考える。

まずは雇用の安定化、所得の増大、住宅支援が急務である。これまでの政府の施策は的外れで、財力のある自治体は、小児医療費の高校生までの無償化、高校無償化、給食費の無償化を実施しており若者世代の確保の自治体間競争がすでに始まっている。

女性支援法とDV防止法の関連と課題

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、女性支援法）が、令和4年5月に成立し、令和6年4月1日に施行される。

昭和31年に制定され、抜本的な改正がないままの「売春防止法」が未だに女性支援の根拠法になっていたことに驚くが、そこからの脱却は前向きに捉えたい。

女性支援法では、支援の対象が幅広く規定されており、この中にはDV被害者も含まれる。また、年齢・障害・国籍も問わず、困難な女性の福祉の増進を図るとしている。

神奈川県でも基本計画が策定される予定であり、そこには「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、DV防止法）に基づく施策の実施に関する基本的な計画も一本化される。

女性の福祉に関して基本計画がまとまることは、相談機能のワンストップ化の推進など期待できる反面、DV被害者支援と例えば病気や障害のある女性の生活支援では必要な支援が異なるため、当事者や相談支援の現場が混乱しないか危惧している。

情報誌 第22号 今、ジェンダーを考える

発行日 2024年(令和6年)3月

企画・編集 ミクシテ「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画」を推進する会

発行責任者 松本 順子 tjyymatsu03@gmail.com

平野 みぎわ（神奈川県議会議員）

女性支援に必要な支援のひとつとして、“安全な場所の確保”があげられる。

神奈川県が行った女性支援に関する実態調査では、今後のことを落ち着いて考えるために安全に身を置くことができる一時保護施設は必要であるという意見も多かった。しかし、DV被害者支援においては、相談は増えているものの、実際の保護シェルターの利用者数は減少傾向である。危機から心身を保護し、支援者とともにこれからの生活の立て直しをはかり、回復していくという過程を経ることなく、社会で怯えて生活を続けているケースが多いということだ。

理由はいくつかあるが、ひとつにはDV被害者が利用する保護シェルターは、被害者を心身の危険から保護するため、住所地は明かされず、携帯電話を持ち込むこともできないことがあげられる。

シェルターから学校や仕事の行くこともできず、早急な社会復帰が難しい。しかし、同時にそのくらい切迫した状況で保護シェルターを利用しているケースもあるため、柔軟な対応が難しいという課題がある。

また、女性支援においては、軽度知的障害や精神障害や被虐待などのトラウマを抱えているケースも多いという報告もなされており、支援者は専門性を活かした柔軟な対応が求められている。女性支援法が、支援者の増員や支援の質の確保につながってほしいと思う。